

○幕別町小学生国内研修派遣事業要綱

平成15年4月30日要綱基準等第20号

(目的)

第1条 この要綱は、国内研修に派遣する小学生の参加資格、応募方法、助成等について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 幕別町教育委員会が主催する幕別町小学生国内研修派遣事業を対象とする。

(派遣先)

第3条 派遣先は、埼玉県並びに神奈川県及び高知県とする。

(研修内容)

第4条 研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 小学校での交流
- (2) 視察研修

(参加資格)

第5条 参加者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 幕別町立小学校に在学する小学校5年生及び小学校6年生
- (2) 校内及び校外活動に積極的に活動している者
- (3) 協調性に富み、心身共に健康で幕別町の児童代表としてふさわしい者

(応募方法)

第6条 応募は学校長推薦とする。

(派遣者の選考)

第7条 派遣者の選考は、幕別町教育委員会において書面審査により決定する。

(参加資格の取消し)

第8条 前条の規定による決定を経た後に不適格と認められた場合は、その決定を取り消すことができる。

(事前事後研修)

第9条 参加資格を得た者は、主催者の実施する事前事後研修を受けなければならない。

(研修報告)

第10条 研修終了後、研修報告を文書で幕別町教育委員会にすみやかに報告しなければならない。

(参加経費の助成)

第11条 対象事業に要する参加経費の内、1人につき別表に定める自己負担金を控除した額を予算の範囲内において助成するものとする。

2 参加経費の納入後、出発日前30日以内において参加資格を喪失した場合は、その参加経費は原則として返却しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

研修先	自己負担額
埼玉県	22,000円
神奈川県及び高知県	25,000円